

昭和四十四年四月招集

昭和四十四年六月招集

千葉県館山市議会議録

館山市議会議会

第二回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十四年四月招集

第二回館山市議会臨時会會議録目次

日	時	三
場	所	三
出席議員		三
欠席議員		四
出席説明員		四
出席事務局職員		五
議事日程		五
開	会	六
出席説明員の報告		六
會議録署名員の指名		六
会期の決定		七
提案理由の説明		七
議案の上程(議案第三十五号)		九

議案の内容説明	一〇
採決	一八
議案の上程（議案第三十六号）	一八
議案の内容説明	一八
採決	一九
議案の上程（議案第三十七号）	二〇
議案の内容説明	二〇
質疑応答	二一
採決	二二
議案の上程（議案第三十八号）	二二
議案の内容説明	二三
質疑応答	二四
採決	二六
閉会	二七
本日の会議に付した事件	二七

第二回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十四年四月招集

一、昭和四十四年四月二十二日(月曜日)午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十五名

- | | |
|-----------|-----------|
| 一番 吉田勇治郎 | 二番 石井輝久 |
| 三番 嶋田石蔵 | 四番 伊賀多朗 |
| 五番 藤田益治 | 六番 磯辺博 |
| 七番 白熊盛太郎 | 八番 黒川正 |
| 九番 三幣勇 | 一〇番 西村真次 |
| 一二番 小柴孝 | 一三番 山田教字 |
| 一四番 遠山ヨネ子 | 一五番 石井正 |
| 一六番 五十嵐昇 | 一七番 江田徳太郎 |
| 一八番 安西益男 | 一九番 島野茂樹郎 |
| 二〇番 中村省吾 | 二二番 小沢恵太郎 |

二三番 飯田 義男

二六番 秋山 六三郎

二八番 望月 照正

二九番 鈴木 市藏

三〇番 山口 康

一、欠席議員 四名

一番 菊井 敏博

二四番 田中 祿郎

二五番 田村 源治郎

二七番 安沢 徳順

一、出席説明員

市長 本間 謙

助役 島山 伝

収入役 高木 哲三

秘書課長 太田 博雄

人事課長 小沢 正治

庶務課長 小倉 澄男

財政課長 長谷川 広治

調査課長 石渡 東

収納課長 榑 功

市民課長 山口 実

土木課長 飯田 治男

一、出席事務局職員

教育委員長	高木正
教育委員	
庶務課長	干場伊右衛門

事務局局長	高梨清一
事務局局長補佐	高尾豊
書記	兵藤恭一
書記	錦織睦子
書記	渡辺弘
書記	庄司徹
書記	木高松雄

一、議事日程

昭和四十四年四月二十二日午前十時開議

- 日程第一 会議録署名員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 議案第三十五号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第四 議案第三十六号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第五 議案第三十七号 館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第六 議案第三十八号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第一号)

開 会

午前十時十五分開議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十四名、これより第二回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審査のため地方自治法第二百一条の規定による出席要求に対し、本間市長、
畠山助役、高木収入役、太田課長、小沢課長、小倉課長、長谷川課長、石渡課長、榑溝課長、山口課長、飯田課長、高
木教育長、干場課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。—— 配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名員に一番議員吉田勇治郎君、一七番議員江田徳太郎君以上兩名を指名いたします。これに御異
議ありませんか。

○ 「異議なし」と呼ぶ者あり

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会議運管協議会の意見は本日一日ということであり、おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。

(市長本間謙君登壇)

○ 市長 (本間謙君) ごあいさつ申し上げます。本日第二回臨時市議会を招集いたし、急拠御審議わずらわします一般議案は今国会で制定公布されました地方税法の一部改正に伴なり市税条例の一部改正のほか二件、また予算関係とし

まして一般会計補正予算一件がおもな案件であります。まず市税条例の一部改正であります。この四月九日づけをもちまして、制定公布された地方税法の一部改正に関連して急拠市税条例の一部を改正する必要が生じたわけであり。すが、今回の地方税法の改正は住民税の負担軽減をはかるために市民税関係としまして、所得税改正に伴なり基礎控除、配偶者控除、扶養控除を現行より各一万円ずつ引き上げる事項、白色申告者の専従者控除を現行十一万円から十五万円に引き上げる事項をはじめ障害者、寡婦等の非課税限度額を現行二十八万円から三十万円に引き上げ、心身障害者に関する生命保険料控除の新設とともに給与所得者についての特別徴収月割りを従前の十回から十二回に改正する事項、その他電気ガス税の免税点の引き上げ、目的税として宅地開発税の新設などが法改正の概要であります。この法改正に合わせてそれぞれ市条例も所定の整備を行ないまた法人税割りにについても税率を百分の九から標準税率の百分の八・九に改めようとするものであります。これらはそれぞれ法の規定する日から施行されることと相なるわけであります。

次に昨年十一月本市職員が土木現場に向く途中自動二輪車による交通事故により損害を与えた被害者に対して自賠法の額の決定及び本人との示談等も成立いたしましたので、これが損害賠償額の額の決定を法第九十六条の規定により議会の御同意を得て行ない、何ぶんなりとも被害者に対しての償いを現わしたいと存するものであります。

次に学校安全共済掛金徴収条例の一部改正であります。これは日本学校安全会法の改正により本年四月一日より徴収金が改正された関係から小、中学校児童、生徒に対する実費徴収金をそれぞれ二十九円から五十五円に改めようとするもので、義務教育管理下における学校安全の普及、充実はかり円満な実施に資せうとするものであります。

次に一般会計補正予算第一号であります。まず先ほど御説明申し上げました交通事故に係る損害補償金五十万円を土木管理費に計上し、これが歳入を自賠法による保険金五十万円を補入に計上して収支をはかろうとするものであります。すが、この予算に合わせて歳入中関係住民及び議会よりも要請のありましたブルー建設寄付金について二百六十二万円

の減額を行ない住民負担の軽減をはかろうとするものであります。この財源といたしまして自動車取得税交付金二百六十二万円をもつて充てようとするものであります。以上簡単な御説明でございますが、いずれの案件も急施を要するものでありますので宜しく慎重な御審議を賜りたいとお願ひ申し上げる次第でございます。なお詳細につきましては関係課長等をして説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。以上申し上げます。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第三十五号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第三十五号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

○ 一二番 (小柴孝君) 朗読省略

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) ただいまの御発言に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて朗読を省略いたしました。ただちに説明に入ることいたします。

議案の内容説明

(110)

○ 調査課長 (石渡東君) 御説明をいたします前に一言御了解をいたしておきます。今回審議をいただきますこの案件につきましては、先ほど市長より申し上げましたとおりおえず急施を要するものとして自治省の方から条例の準則が流れてきました。これに基づいて御提案申し上げたのでございまして、税法改正に伴います全般的の条例準則はあらためて示すというようになつておりますので、これ以外のものにつきましてもし条例をおおす必要が生じましたときにはなるべく早い機会に御提案申し上げますので御了解をいただいております。それでは説明に移ります。

第二十四条の「二十八万円」を「三十万円」に改める。これは従来条例におきましては個人の市民税の非課税の範囲という定めがございまして、障害者、未成年者、老令者または寡婦というようなもので前年の所得が二十八万円に満たない場合には市民税はかけませんという規定になつております。これを今回改めまして三十万円に満たない場合にはかけないというふうに改めようとするものでございます。

次の二十六条関係ですが、「納額告知書」を「納入通知書」に改める。これは別段大した意味はございませんが、国、県等におきましてもこの用語の使い方がこういうふうな改められております。先般県に照会しましたところ、もう少し早い時期になおすんだつたが遅れたが申しわけないけれどもなおしてもらいたいということで、その意味には別段深い理由はございません。なおここで申し上げておきますが、これから先まだ三回も四回もこういうところが出て参りますので、今申し上げましたとおりでございますので、これから先出てくるこの文句の変更につきましては省略させていただきます。

次の第三十四条の二の二項をけずる。これは今までですと雑損控除、医療控除、社会保険料控除、小規模共済掛金控

除、生命保険料控除または勤労学生控除こういう控除を受けようとする者は市民税の申告書にそれぞれの事項が書き入れられてない場合には認めませんという規定でございまして、これが今度国税の方もわかりましたし、地方税の方もわかりまして、これと同文が地方税法にあつたんですが、これが全部削除になりましたために従いまして市税の方もこれを削除するというところでございましたので、これを削ろうとするものであります。ただしこれは当然申告書に記載して出していただくわけでございますが、たまたま書き落したとか何かの理由で書いてないという場合も往々にしてあります。その場合には私の方でよく審査しまして、なるほど実際にあんたは減税規程があるのだ、だけれども書き落してあるのだということを認めました場合には申告書に書いてなくても認めますというふうに改めようとするものであります。次の三十四条の六でございしますが、先ほど市長から申されましたとおり、これは国の方からの指示もございまして、個人の市民税を中心にしてなるべく国で示す標準税率にするようにというような通知も先般参りました。従つて私の方は法人でございしますが、一応標準税率に改めようというものでございます。

次の三十六条の二でございしますが、これは現在行なわれておりませんが、条例に一応規定がございしますので整備しようというものでございますが、その条例の内容は配偶者控除、扶養控除、基礎控除この三つの控除の額を合わせた額以下のもので正規の申告でなくても簡単に市長の示す申告書でよろしいという規定でございました。ところがその中に雑損控除、医療控除、社会保険料控除、生命保険料控除こういう控除を受けたいという人があつた場合にはその簡単に申告書でなくて正規の申告書を使いなさいという規定が織り込まれておつたのでございますが、そのところの控除の中に「小規模企業掛金控除額」というのをつけ加えたわけでございます。

それから次の三項中に「二月末日」を「一月三十一日」に改めるといふのがございますが、これは給与取りの場合には年末調整というのを行ないます。ご存じだと思いますが、年末調整が行なわれます。この年末調整の結果についての

報告これは税務署に対してですが、これが一月末までにやらなければならぬという規定になつております。私の方の市民税に關しましては、給与支払い報告書というものを二月末までに出していいという規定になつておりましたが、国の方は一月末、市の方は一月遅れて二月末ということでございます。国と同一歩調にしたということでこれを一月三十一日までに出してくださいというふうに改めたいというものでございます。

三十六条の三、これは、所得税法がわかりまして、所得税法の条項が、項目がせいりされまして、こういうふうに、「三十六号」を、「三十七号」に、あらためようとするものでありますが、この、三十七号は、確定申告書というものは、こういうものですという点が所得税法にされております。ただそれを条項整理で三十六から三十七に改めようというものでございまして内容にはわかりございません。三十六条の四のところは省略させていただきます。

次は第四十三条一項の「政府」を「国の税務官署」に改める。これも別段大した意味はございませんが、政府と申しますと政府機関あらゆるものを総称して政府、少し範囲が広くなりますが、ここではとにかく税に關したものを現わせばいいということで国の税務官署という名前にかわつただけでございます。範囲を少し狭めたと申しましょうか、そういう意味でございます。

次に二項中、納期限とするの次に「次項において同じ」を加える。これは次項において同じことは何かと申しますと、たとえば大水害等を受けた場合に市長は納期限を変更することができる。延長することができるという規定がございます。たとえば館山市に大地震、大火災、その他そういうような事故あるいはその他のこともございましょうが、特殊なことがあつて四月に払うべき税金は無理だから六月まで延ばそうということで納期限を延長した場合には市長が延長することができるという規定がございますが、そういう事項は次の項においても同じですよということでございます。

次の同条の次に一項を加える。これは三項を新たに加えようとするものでございます。これは所得税におきまして修正申告または更正決定に基因する延滞金は一年以上過ぎてから修正または更正決定した場合に、一年を経過した日の翌日から納税通知書を発するまでの期間を除くのだという規定でございます。一口に申し上げますと今までの規定では一年以上たつてからあんたは計算が違つておつた。あんたはこれだけのものを出すべきが出していないということが発見されて再計算、更正決定をされた場合にはその前の納期からずつと一年半であるうが、二年であるうが延滞金を計算するといふ規定になつておりましたが、これでは納税者に酷であるといふことから大まかにいつて約一年程度で延滞金とはどめより。国の方もそういう考えでございますそりです。意味はそういう意味でこの条項を一項加えようといふのでございます。

四十四条の四項中「二月末日」を「四月三十日」に改める。これは先ほど市長から説明のあつた本年から特別徴収が十二回徴収というふうにかわつてきます。今までは十回徴収でしたが、十二回徴収になります。従来ですと六月から徴収を始めて三月で終りということになつておつたんですが、今度は六月から始めて五月まで徴収するといふことになりました。従いまして年の途中においてある会社からある会社に動いた場合には翌月に報告するのだといふ規定がございましたので、それによつて順調に事務が進められますが、一番最後の月の四月中にA会社からB会社に動いた場合に四月中に連絡をもらわないと最後の五月の徴収に間に合われないといふ関係から四月中に異動のあつた者は四月三十日までに報告しなさいといふことでございます。それから同じく次の「四月二日から五月三十一日までの間である場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日」これを一人削りまして、「翌年の四月中である場合には同月三十日」というふうに改めようといふものであります。これも今までは大体四月、五月と申しますと市民税の賦課事務で殺到してあります。とてもいそがしいというようなことでこれらのものについては七月十日までに報告してく

ださい。異動のあつた場合には七月十日までに報告してくださいとすることでなお今までは三月が最終月でしたから二月のものについては二月末までに報告してくださいという前の規定でございましたが、これを削りまして新しい方法では中途異動については翌月の十日報告、新たに四月中に異動になつた場合には四月末日までに報告してくださいというふうに改めようというものであります。なおその次の「四月中」も意味は同じでございます。

四十六条の二の規定も規定はできておりましたが今迄実際にこれによつて運用をされておるといふ例はございません。しかし規定があるからには間違ひのない規定をおしておかなければならぬので、なおそうというものでありますがこの規定は常時十人未満の事業所と申しますか、会社と申しますか、そういうところにおいては一年間を二つに区切つて、市の方に納める金は二回で納めてよろしいという規定であります。今までは六月から三月まででしたら六月から十月までが一区切り、十一月から三月までという二区切りにされておりましたが、今回から十二カ月になりますので六月から十一月まで、十二月から翌年の五月までというふうにこの区切りをここで改めたわけでございます。

四十七条でございますが、これは文句が長く書いてはございますが、結局特別徴収に相当する額という意味でございますので、別段意味をかえたということとはございませんからさよう御承知いただきたいと思ひます。

次は五十三条の七の二、これも今までは「給与」とあるのは「退職手当等」というふうになつておつたんですが、これを支払つたという文字を加えて「支払つた給与」とあるのは「支払つた退職手当等」というふうに念の入つたことばに改めたということでございます。なお五十三条の七の二というのは退職金に係る市民税の所得割を納める場合の準用規定と申しまして、ちよつと複雑な規定でございますが、次の「一六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」とこれを全部削除いたします。なぜこれを削るかと申しますと、先ほど来申しております今度は十二回払いになりましたので、こういう日の区切り方は必要をいということは一応ここでは削ります。しかしのちほど出てき

ますが、本年に限つては特に附則でうたつておりますので、来年からの条例の本文についてのこういう読みかえ規定は必要なくなるので、これを削ろうとするものであります。次の五十三条の十、これも納額告知書でございますので、省略させていただきます。次の六十五条も同じことでありますので、省略させていただきます。七十五条も省略させていただきます。

次に八十四条関係これは軽自動車税の月割り課税につきまして還付する場合の加算金の問題でございます。御承知のとおり軽自動車税につきましては、耕耘機と俗にいうバイクについては月割り課税はありません。その他の軽四輪等については月割り課税であります。これはたとえある車を廃車したという場合には三十日以内にこれを市長に申告しなければならぬという規定になっております。

そういう規定になっておりますが、その場合に申告書が出た日から十日を経過した日をもつて法に定められた日とみなすという文句に御解釈願いたいと思ひます。たとえば申告書がきよう出てきた。廃車しましたという申告があつた。それから十日たつた日、その日が法律でいう日である。法律には十七条の四第一項各号、各号にはこういう場合に、こういう場合にこういう日をもつて出発点とするという日が定められておりますが、この軽自動車のものでは届出があつてから十日たつてから法でいう日とみなすというふうに改めようとするものであります。そうして十一日目から加算金をつけて返してやりなさいということでございます。十日以内のすぐ返してやれば加算金をつけなくてもいいわけですが、十日たつても事務の都合等で返せない場合には十一日目から加算金をつけなさいという規定でございます。八十八条関係は省略させていただきます。

それから九十八条に移りますが、これは項目整理と申しまして、従来は地方税法の附則が第一項から始まりまして第百二項までいろいろ細かな附則がうたわれておるのでありますが、これを見ますと、あるところに固定資産税の附則が

あり、あるところに市民税の附則がありというふうにいるいろいろ入り乱れて附則の見方に非常に皆さんが困つておつたということから、今回の附則を全部整理いたしましたして、固定資産税は固定資産税関係、市民税は市民税関係というふうに整理いたしましたして、項というものをなくしましてこれを条文に改めた。そのために今度は法附則第三十一条の一項、二項というふうに改めたわけでございます。しかしこの内容についてはかわつておりません。三十一条の一項、二項というのは何であるかということですが、一項の方につきましては、たとえば綿織物をやる工場ですが、そういうものに使う電気については百分の二でよろしい。それから紙の製造を行なう工場で使う電気については百分の五でよろしいという軽減税率が規定されておりましたが、そういうものを意味しております。その他のものについては百分の七ここにありとございいます。

それから次の百三条関係、ただいまと同じこととでございますので省略させていただきます。百八条関係これも省略させていただきます。次の百十條の二これも今の項目整理の条項でございますので省略させていただきます。以上で本文関係の説明を終りました、あとは附則でございます。

附則の一条はこの公布の日から施行、それから市民税に関する規定の適用は昭和四十四年度分の個人の市民税から適用し、四十三年度分までは前の方法でやるんだということとでございます。

二項が新条例三十四條六の規定、これは四十四年二月一日の属する事業年度から適用し、その前の事業年度のものについては従前の例による。これは法人税率を引き下げた条例でございます。要するに四十四年四月一日から市の方に入ってくる法人税割から適用しようということとでございます。法人税割の納付につきましては、御承知のとおり事業年度終了後二カ月以内に申告になつておりますので、二カ月さかのぼつた二月一日に事業年度の終了するものからというふうにいたしましたわけでございます。

それから三番は新条例四十三条三項の規定、これは施行日以後に納付される個人の市民税に係る延滞金から適用する。先ほど申し上げましたように一口にいつて一年程度という規定でございますが、あれを三項で規定したわけでございます。

次の新条例五十三条の七の二の規定は先ほど言いました読みかえ規定でございますが、現在は実施しておりませんけれども、年二回に分けて払い込んでよろしいという規定がございましたが、その間で退職された方もその年二回を区切つてその翌月に払い込むときに一緒に払い込んでよろしいという読みかえ規定でできておつたわけでございましてそれをここでうたつたわけでございます。施行日以後に徴収する場合に適用し、その前のものについては前の方法でやるんだ。早い話しが施行日後は十二月十日納付でよろしい。

施行日前のものについては十一月納付でよろしい。厳密にいうとそういうふうになります。それから次の同日からというのは施行日ですが、今年の五月一ばい、五月三十一日までの間において徴収する納付金の納入につきましては「「申告納入」とあるのは「「申告納入」と「六月から十一月まで」とあるのは「四月から十一月まで」と」と読みかえてください。読みかえ規定になつておりますので、ややこしいんですが、四十六条のところでは申し上げましたとおり今までは六月から十月まで、十一月から翌年三月までという二区切りになつておりましたのを、今度は六月から十一月まで、十二月から五月までというふうに区切りなおしました。そうすると本年に限り四月と五月の間に退職した者の退職金はどういうふうに納めるのだという問題がここで起きるのでございます。そのため附則でこれを設けたわけでございます。新たに四十六条に六月から十一月までとあるけれども、それを四月から十一月までと読みかえてくださいというふうに、本年限りでございます。平年度になりますと、この文句はいらないということになります。おわかりにくかつたと思いますが、以上で説明を終わります。

○ 議長 (西村真次君) 本案に対する質疑を求めます。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第三十六号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第三十六号 損害賠償の額を定めることについて

議案の内容説明

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第三十六号につきまして御説明申し上げます。

ただいま朗読いたしましたとおりでございますが、土木課の職員がオートバイで工事現場に出張の途中、北条千八百番地地先と申しますのは、ここから出まして警察の前を通りまして消防署の隣に八百屋さんがございます。あそここの八百屋さんのところから道路を横断しようとした石井はなさん、七十五歳の方に接触いたしました。接触の時点ではほとんどオートバイは停止状態であつたということでございますけれども、なんせ老令のためにちよつところびながら右足のひざ下の細い骨を骨折したということで治療期間が長びいたという結果になります。それによりまして治療費、看護料関係で三十万五千七百七十七円の請求でございます。これと被害者に対します休業補償が十一月二十六日から三月十五日までの百十日間で休業補償といたしまして七万七千円、そのほかに近親者による看護料あるいはその間におきます慰謝料を含まして十一万七千二百二十四円損害賠償として補償するということで議会の議決を得次第支払いますということを示談が成立したわけでございます。従いましてこれに対します五十万円ということ御議決をいただきましたというふうに思う次第でございます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。—— 御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第五、議案第三十七号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第三十七号 館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 教育委員会庶務課長 (干場伊右エ門君) 議案第三十七号について御説明申し上げます。この改正条例は今回日本学校安全会法の施行令の改正に伴いまして、義務教育の児童、生徒の保護者から徴収する共済掛金の額を二十九円から五十五円に改正しようとするものでございます。そうしてこれを四十四年四月一日から適用したいとするものでございます。なお市の負担額五十五円をこの五十五円に合わせて合計百十円を市から交付するものであります。よろしく御審議のほどをお願いします。

質 疑 応 答

○ 議長 (西村真次君) 本案に対する質疑を行ないます。

○ 一八番 (安西益男君) 若干伺いたいと思いますが、これは今度増額して災害に対して給付される額が増加されるということなんでしょうか。今まで日本学校安全協会からいろいろの災害に対して支給しておつたわけですが、その支給額が増額されるというふうに取つてよろしいですか。

○ 教育委員会庶務課長 (干場伊右工門君) 給付の額というのはやはり療養費の二分の一を支給するというふうになつておりまして、現在前と比べると非常に療養費関係も上がつておるといふ状態でございます。給付の関係はそのままでございます。

○ 一八番 (安西益男君) 先ほど市長さんから学校安全いわゆる児童の安全の普及をはかるためにというふうなお話しがございましたわけですが、現在行なわれておるところの日本学校安全協会の制度で参りますと、非常にワクがきめられておる。制限があるというふうな非常に徹底をはかる面からしますと、学校内だけというふうなことに限られておる。そこで先般学校災害共済制度の点につきましてお願いしたわけでございますが、その後他市等の視察もするということもお話しも聞いておりますが、その後の進捗状況といましようか、他市等を視察した面がございましたらばお聞かせを願いたいと思ひます。

○ 教育長 (高木正君) まだ視察には行つておりませんけれども、県の保健体育課とも十分連絡しまして、向こうの意向も聞きそれから先進市を調査して具体的な対策を立てたいと思つております。

- 一八番 (安西益男君) この制度は先ほど申し上げましたように限られた範囲だ。学校の管理下についてのみにいうことになつておりますので、最近のように交通事故あるいは管理下外のそういつた災害等にどうしても万全を期す、また福祉行政を充実していくという面からいたしますならばぜひとも全般的に適用する学校災害制度というものを急擬一つ御計画を進めていただきたい。このように思いますので、よろしく願ひいたします。以上をもつて終ります。
- 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

- 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて採決いたします。
- 本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

- 議長 (西村真次君) 日程第六、議案第三十八号を議題といたします。

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明を求めます。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 三十八号の一般会計補正予算第一号について御説明を申し上げます。

議案にお示しをいたしましたとおり今回の追加額は五十万でございます。歳入歳出追加後の総額を十四億五百七十六万六千円といたしたい予定でございます。

歳入に関するものから御説明を申し上げます。最終のページでございます。歳入関係につきまして今回自動車取得税交付金、寄付金、諸収入の三款をそれぞれ補正あるいは追加をいたしてございます。

そのうち諸収入につきましては、五十万自動車損害賠償責任保険の保険金収入を見てございます。これは歳出に計上いたしてございます。土木費に補償補てん及び賠償金として五十万計上をいたしてございますが、これは先ほど御決議をいただきました自動二輪車による損害賠償の額でございます。土木関係業務でございましたので、歳出関係に五十万計上をいたしました。歳入にその裏づけとなる保険金五十万円を収入いたしてございます。

十二の寄付金でございますが、これはのらほど教育委員会から申し上げますが、プール関係の地元寄付金として二百六十二万を減額いたしました。財源関係でこの二百六十二万円に対応いたします額を自動車取得税の交付金から計上いたしましたわけでございます。自動車取得税の交付金は昨年七月から実施をされたわけでございます。四十三年度の

実績が三月末をもつてわかりましたが、その総額が千二百三十八万八千円という額になりましたので、本年度の当初予算の額から考えますと大体四十四年度収入が千六百万程度に推定をされましたわけでございます。そのうち今回プールの軽減に相なります財源として二百六十二万を計上いたしまして、自動車取得税の総額を千二百九十二万というふうに予定をいたしましたわけでございます。従いまして自動車取得税の年間の推定額から考えますと、約三百八、九十万が保留財源ということにいたして編成をいたしてございます。以上で説明を終わります。

○ 教育委員会庶務課長 (干場伊右エ門君) 教育費の寄付金について御説明申し上げます。当初予算で水泳プールの建設地元寄付金としまして西岬地区は四百万、九重地区四百万合計八百万円を計上したわけでございますが、今回地元負担の軽減のために西岬地区を三百七万円、九重を二百三十一万円合計五百三十八万円とするものでございまして、西岬地区が九十三万円、九重地区が百六十九万円合わせまして二百六十二万円を更正するものでございます。よろしくお願ひします。

質 疑 応 答

○ 議長 (西村真次君) 本案に対する質疑を願ひます。

○ 一五番 (石井正君) プールに関係しまして一つお伺いしたいと思ひますが、先般プールの寄付金のいわゆる配当と申しますか、表が明示されましたが、その中にはいわゆる既設のプールについてはすでに終了しておりますので、そのままに示されたわけでございますが、一つお伺いしたいのは漏れ聞きますと、既設のプールにおきましても銀行等から借り入れによつて一時支払をし、なお部落民が二年乃至三年の計画でいわゆる積み立て方式によつて返済をしておる

やに漏れ聞いておるわけでありますが、そういうような場合に既設のプールに対しても同じような配当率でこれから補助してやるお考えがあるかどうか、お伺いしたいわけです。

○ 教育長 (高木正君) 既設については既定方針どおり、できるだけやつていきたいと思っております。

○ 一五番 (石井正君) 同じことにつきまして市長さんに伺いますが、ただいま申し上げましたようなことがもしあつたとしたならば市長の最初の方針のように今回の補助率を決定するにつきましても、既設の地区の皆さんがあるいは議員の皆さんがというおことはございました。納得をするならば特に増額するというお話しであつたわけですが、今のような三年間という長い間の積み立て方式によつてまだ完了してない地区があつたならば、そういう地区に対しての補助を考慮なさるかどうか。

○ 市長 (本間謙君) 石井さんのお話しはまことに住民の方々の立場でお考えなされることは、その点私も同感です。しかしながらもうすでにやつちやつてあることとございまして、これをやるには二中、神余中学校ですか、豊房小学校ですか、三つあるわけですね。そういうものも全般的に考慮しないといけないと思います。ただ年々払い込みしているところがあるわけですね。そういうところばかりでなく終つたところもやはり考慮していかなければならぬと思いますけれども、今のところはそういうふういろいろな面からしまして一応このままでやつていただきたいと考えておるんですが、まだ地区の方々からそういう強い要望もございませんし、まことにいいことですよ。これは今のところは豊房だけでしよう。そういうふう三年間に分けてやつておるところは、しかし、豊房だけやればいいという問題ではないと思います。神余も二中もやはりそういうことにするならば考えていかなくてはいかぬと思いますけれども、なかなかむずかしい問題ですね。先にやつたところがばかをみるというようなことになるかもしれないと思いますが、そういうことでなく考えてもらわなければいけないと思います。

○ 一五番 (石井正君) 一応お考えわかつたわけですが、二中の場合は非常に負担金も少ないし、この前の配当の率でいきますと大体がそのとおりにいつておつたのではないかと思ひますが、神余と豊房につきましては非常な負担があつたわけでございます、今のお考えで基本的な考え方は市長さんも私も同じだと思ひますが、すでにもう終つたといふお話したので了解しますが、一つ部落民を助ける、いわゆる税金でございますので、一応平等な立場でいつた方がよいのではないかと考えますので、今後ほかの仕事について御配慮いただけるように希望して終ります。

○ 市長 (本間譲君) 石井さんの今の御意見のように今後やはりプールの改善とかいろんを面ができたときにまた一つ考慮していきたい。こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○ 一五番 (石井正君) 了解。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて採決いたします。

本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

以上により本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。よつてこれにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。

ごくりうさまでございました。

午前十一時十七分

閉会

○ 本日の会議に付した事件

一、会議録署名員の指名

一、会期の決定

一、議案第三十五号乃至議案第三十八号

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

議員

議員

西村 豊平
久田 徳太郎
志田 常治
長
(二七)

